

(2) 竜丘景観育成特定地区（地区全域）

「屋外広告物」については次の表のとおりです。その他の行為については「普通地域において届出が必要となる行為」を参照してください。

（ゴシック太字が変更箇所）

	行為の種類		届出が必要となる規模
屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の表示、設置又は改造	広告塔、広告板その他これらに類するもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが 3 m を超えるもの 広告物等の一の面の表示面積（その最大見つけ面積の合計による。以下同じ。）が 3 m² を超えるもの 表示面積の合計（同一の者が50m以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び、下欄の表示面積の合計を含む。）が 6 m² を超えるもの
	建築物又は工作物（広告塔、広告板その他これらに類するものを除く。）の外観に広告物の表示又は設置がされるもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が 3 m² を超えるもの 表示面積の合計（同一の者が50m以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び、上欄の表示面積の合計を含む。）が 6 m² を超えるもの
	広告物等の改造		広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行為
	自己用（自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示又は設置するもの）の 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが4 mを超えるもの 広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が4 m²を超えるもの 広告物等の表示面積の合計（下欄の表示面積の合計を含む。）が 8 m² を超えるもの
	自己用の建築物又は工作物（ 広告塔、 広告板その他これらに類するものを除く。）の外観に 広告物の表示又は設置がされるもの	新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	広告物等の一の面の表示面積（建築物又は工作物の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広告物等とみなす。）が4 m²を超えるもの 広告物等の表示面積の合計（上欄の表示面積の合計を含む。）が 8 m² を超えるもの
	自己用の 広告物等の改造		広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行為
	発光 ダイオード その他の発光体を用いた動画による 広告物等		発光部分の面積が3 m ² を超えるもの